

“地産地消協力店” を募集します！！

県では「くまもと地産地消推進県民条例」の理念に沿って、県産品の良さをPRしていただいている飲食店・販売店を「地産地消協力店」として指定しています！

● 地産地消協力店になると・・・

1 のぼり等の広報ツールを“無料”で配布します！
(ミニのぼりもあります)

この「のぼり」が協力店の目印だモン！！

2 「地産地消サイト」
でご紹介します！



☆あなたの店舗の情報
発信を応援します！



【URL】 <http://cyber.pref.kumamoto.jp/chisan/>

くまもとの食と農に関する
情報が盛りだくさん！

3 県が実施する地産地消協力
店のキャンペーン等に参加
できます！

☆「2016くまもと農業フェア」では、
「地産地消スイーツマルシェ」を企画
地産地消協力店に出展して頂きました！



※「くまもと地産地消推進県民条例」とは・・・

本県における農林水産業の持続的な発展及び豊かな県民生活の実現を目的に、平成21年に制定されました。県、市町村、生産者、事業者及び県民がそれぞれの責務又は役割を果たすとともに、相互に連携することにより「地産地消」の推進を行うことを基本理念としています。

応募方法の詳細は裏面へ

ステップ1
申請書に記入

ステップ2
応募

ステップ3
審査

ステップ4
指定

- ◆ ステップ1
「地産地消協力店指定申請書」に必要事項を記入してください。
☆申請書は「熊本県地産地消サイト」からダウンロードできます。
- ◆ ステップ2
郵送、電子メール、もしくは持参にてご応募下さい。
- ◆ ステップ3
応募基準を満たしているか審査します。
- ◆ ステップ4
県から『指定決定通知』と『のぼり』をお送りします。

● 対象店舗

☆県内にある販売店・飲食店で、県産品の購入・利活用を進めている店舗

「販売店」直売所・物産館・量販店・百貨店・スーパーマーケット・小売店・インターネット販売を行う県内事業者・卸売事業を行う県内事業者・県内にテナントとして出店している事業者
「飲食店」飲食店・旅館・ホテル（飲食店営業の許可を受けている店舗）

● 応募基準

本県の地産地消の趣旨に賛同し、次の5つの基準を満たす店舗（移動式の店舗は除く。）

- 1 県民に県産品の良さをPRしており、情報を「地産地消サイト」に提供できること
- 2 くまもと食・農ネットワークの会員になること（応募時に申し込み）
- 3 県産品の購入・利用促進に向けて、店舗独自の自主的な取り組みができること
- 4 県地産地消協力店を表示するのぼり等の広報ツールを、利用客が容易に目に付く場所に掲示できること
- 5 販売店は適正な食品表示など食の安全・安心に、飲食店は衛生・栄養に配慮した料理の提供に努めていること

※ 県産品とは、熊本県で生産された農林水産物（加工品を含む。）をいいます。

※ 加工品とは、熊本県で生産された農林水産物を利用し県内で加工された産品をいいます。

※指定期間は、指定の日から平成32年3月31日までになります。



応募先（お問い合わせ先）

〒862-8570 熊本市中央区水前寺6-18-1
熊本県農林水産部 流通アグリビジネス課 地産地消班
「地産地消協力店募集担当」 行

電話 096-333-2424

FAX 096-383-0380

電子メール ryuutsuuguri@pref.kumamoto.lg.jp